

## 技術検討ワーキング 検討状況について

## 1. これまでの主な指摘

## 1) 「スクランブル」との関係

- コピー制御に係る「ルール違反」機器を製造する者は、「放送波のスクランブル」があれば、これを解除する機能部分を製作することが必要。  
地上放送波にスクランブルを行わず、「ルール違反」に制度で対応する場合、上記のハードルが無くなる。このため、「ルール違反」機器の製造が容易となり、制度で取締り可能な限度を超えて出回る可能性があるのではないか。
- 制度で対応すべき、いわゆる「基幹放送」の範囲について、明確化が必要ではないか。

## 2) 制度的エンフォースメントの仕組み

## ① 制度の基本的な枠組み

- 議論の前提として、「エンフォースメント」の期待値をどこに定めるのか、明確化すべきではないか。
- 制度の枠組みを考える場合、「ルール違反」の機器が出回る「事前」と「事後」に整理して検討する必要があるのではないか。

その場合、

- 1) 「事前」については、「正当行為(ルール遵守)」を行った者について、どのような法的効果を考えるべきか。「遵守機器であることの明確化」又は「事前の抑止」(「ルールを遵守するための動機付け」)、という観点から検討すべきではないか。
  - 2) 「事後」については、「誰の」「どのような行為を」「どのような手段で」取り締まるかを明確化してくべきではないか。その際、「正当行為(ルール遵守)」を行った者について、何らかの対応を考慮すべきではないか。
- 上記のような「事前」の規制を検討する必要はなく、対象機器の範囲と遵守すべき基準を明確化した上で、監視・取締りをしっかり行うことが求められるのではないか。

## ② 「エンフォースメント」の対象となる「ルール」の内容

- 現在、「技術エンフォースメント」で担保されているルールの全てについて、「制度」で担保すべき対象とすることが適当か、検討が必要ではないか。

## 2. 今後の検討の視点

上記のような指摘を踏まえつつ、以下の諸点について、メリット、デメリットを総合的に勘案しつつ、「制度エンフォースメント」の仕組みの具体像、及びその導入の可否について検討していくべきではないか。

- 1) スクランブルの可否、及びこれに伴う総合的なコスト負担等について
- 2) 「エンフォースメント」の、「ルール違反」の事前抑止力
- 3) 「エンフォースメント」の、「ルール違反」に対する実効的防衛効果
- 4) 「エンフォースメント」の実現、維持に要するコスト

まずは、「技術エンフォースメント」で担保されているそれぞれのルールについて、米国における事例等を参照しつつ、制度で担保することの必要性について、具体的な議論を進めるべきではないか。